

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(軽油引取税:外)(地方税20)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》 削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源の用途に供する軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税を免除。</p> <p>《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方交付税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>
5	担当部局		経済産業省資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課
6	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期:令和5年9月 分析対象期間:令和1年度～令和8年度</p>
7	創設年度及び改正経緯		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和31年度（創設） 課税免除対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」 ・昭和34年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもっぱら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンプカー(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源」に改正 ・昭和36年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもっぱら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー(道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。)の動力源」に改正 ・昭和37年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもっぱら鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に

		<p>改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 46 年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内においてもっぱら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 ・平成 21 年度（道路特定財源から一般財源） 平成 21 年度 課税免除措置を 3 年間延長 平成 24 年度 課税免除措置を 3 年間延長 平成 27 年度 課税免除措置を 3 年間延長 平成 30 年度 課税免除措置を 3 年間延長 令和 3 年度 課税免除措置を 3 年間延長
8	適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
9	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活に不可欠な石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を中長期的に確保する。 <p>《政策目的の根拠》</p> <p>鉱物資源の安定供給確保</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策（施策）</p> <p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 <ul style="list-style-type: none"> 2. 社会課題の解決に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> (3) 多極化・地域活性化の推進 (分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築) 我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による<u>地域活性化に向けた環境整備</u>のため、<u>高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、港湾、漁港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用</u>、航空ネットワークの維持・活性化、港湾の 24 時間化も念頭においていた A I ターミナルの実現、造船・海運業等の競争力強化等に取り組む。 ・第 3 章 内外の環境変化への対応 <ul style="list-style-type: none"> 2. 防災・減災、国土強靭化の推進、東日本大震災等からの復興 (防災・減災、国土強靭化) 切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靭化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中

			<p>長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、<u>災害に届しない国土づくりを進める。</u></p>																																																						
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の中長期的な安定供給を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・石灰石等鉱物の掘採事業者の経営基盤及び鉱物資源の安定供給を目指す。</p>																																																						
10	有効性等	① 適用数	<p>軽油引取税課税免除適用件数(鉱山数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H22fy</th><th>H23fy</th><th>H24fy</th><th>H25fy</th><th>H26fy</th></tr> <tr> <th>件</th><td>414</td><td>406</td><td>389</td><td>381</td><td>377</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <th>年度</th><th>H27fy</th><th>H28fy</th><th>H29fy</th><th>H30fy</th><th>R1fy</th></tr> <tr> <th>件</th><td>374</td><td>373</td><td>361</td><td>360</td><td>350</td></tr> <tr> <th>年度</th><th>R2fy</th><th>R3fy</th><th>R4fy</th><th>R5fy～R8fy</th><th></th></tr> <tr> <th>件</th><td>346</td><td>342</td><td>340</td><td>340</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(算出方法・データの出所) ・石灰石等鉱物を掘採している鉱山では、掘採する鉱物の種類に関わらず、発破孔の穿孔、原石鉱物の積込み、運搬等の作業には、軽油を動力源の燃料とする車両を使用していることから、全ての事業者は当該免税措置を受けているものと推定し、適用件数は稼行している鉱山数とした。 ・平成21年度～令和4年度の鉱山数は、経済産業局調べ。 ・令和5～8年度の鉱山数の見込みは、令和4年度と同数と推計。</p>	年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	件	414	406	389	381	377	年度	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	件	374	373	361	360	350	年度	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy～R8fy		件	346	342	340	340																			
年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy																																																				
件	414	406	389	381	377																																																				
年度	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy																																																				
件	374	373	361	360	350																																																				
年度	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy～R8fy																																																					
件	346	342	340	340																																																					
		② 適用額	<p>軽油引取税課税免税軽油使用数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H22fy</th><th>H23fy</th><th>H24fy</th><th>H25fy</th><th>H26fy</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税軽油使用量(KL)</td><td>89,288</td><td>90,081</td><td>92,939</td><td>97,932</td><td>96,945</td></tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td><td>2,867</td><td>2,892</td><td>2,983</td><td>3,144</td><td>3,112</td></tr> <tr> <th>年度</th><th>H27fy</th><th>H28fy</th><th>H29fy</th><th>H30fy</th><th>R1fy</th></tr> <tr> <td>免税軽油使用量(KL)</td><td>93,647</td><td>91,734</td><td>92,809</td><td>93,972</td><td>90,387</td></tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td><td>3,006</td><td>2,945</td><td>2,979</td><td>3,016</td><td>2,901</td></tr> <tr> <th>年度</th><th>R2fy</th><th>R3fy</th><th>R4fy</th><th>R5fy～R8fy</th><th></th></tr> <tr> <td>免税軽油使用量(KL)</td><td>84,811</td><td>86,601</td><td>82,935</td><td>82,935</td><td></td></tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td><td>2,722</td><td>2,780</td><td>2,662</td><td>2,662</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(算出方法・データの出所) (1)平成22年度免税軽油使用量の算出(推計) ・全国石灰石等鉱物鉱山に対する実態調査から、鉱物生産量当たりの免税軽油使用量を算出。(生産量百万トン当たり 590.73KL) ・この「生産量当たりの免税軽油使用量」に平成22年度の石灰石等鉱物生産量(151,147,987トン)を乗じることで「免税軽油使用量(89,288KL)」を算出。 (2)平成23年度～令和4年度免税軽油使用量の算出(推計) ・鉱物生産量当たりの免税軽油使用量(生産量百万トン当たり 590.73KL)に各年度の石灰石鉱物生産量を乗じることで軽油使用量を算出。</p>	年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy	免税軽油使用量(KL)	89,288	90,081	92,939	97,932	96,945	適用額(百万円)	2,867	2,892	2,983	3,144	3,112	年度	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy	免税軽油使用量(KL)	93,647	91,734	92,809	93,972	90,387	適用額(百万円)	3,006	2,945	2,979	3,016	2,901	年度	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy～R8fy		免税軽油使用量(KL)	84,811	86,601	82,935	82,935		適用額(百万円)	2,722	2,780	2,662	2,662	
年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy																																																				
免税軽油使用量(KL)	89,288	90,081	92,939	97,932	96,945																																																				
適用額(百万円)	2,867	2,892	2,983	3,144	3,112																																																				
年度	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy																																																				
免税軽油使用量(KL)	93,647	91,734	92,809	93,972	90,387																																																				
適用額(百万円)	3,006	2,945	2,979	3,016	2,901																																																				
年度	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy～R8fy																																																					
免税軽油使用量(KL)	84,811	86,601	82,935	82,935																																																					
適用額(百万円)	2,722	2,780	2,662	2,662																																																					

年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy
生産量(t)	151,147,987	152,491,385	157,329,332	165,780,776
年度	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy
生産量(t)	164,110,391	158,527,810	155,288,501	157,108,179
年度	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy
生産量(t)	159,076,997	153,008,571	143,569,734	146,600,111
年度	R4fy	R5fy～R8fy		
生産量(t)	140,393,983		140,393,983	

(3)令和5年度～令和8年度の免税軽油使用量の算出(推計)

(4)減収見込額(推計)

- ・上記(1)～(3)で推計算出した免税軽油使用量に、軽油引取税額(32,100 円/KL)を乗じ各年度の減収見込額を算出。

③ 減収額	軽油引取税課税減収額				
年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy	H26fy
免税軽油使用量(KL)	89,288	90,081	92,939	97,932	96,945
減収額(百万円)	2,867	2,892	2,983	3,144	3,112
年度	H27fy	H28fy	H29fy	H30fy	R1fy
免税軽油使用量(KL)	93,647	91,734	92,809	93,972	90,387
減収額(百万円)	3,006	2,945	2,979	3,016	2,901
年度	R2fy	R3fy	R4fy	R5fy～R8fy	
免税軽油使用量(KL)	84,811	86,601	82,935		82,935
減収額(百万円)	2,722	2,780	2,662		2,662

(算出方法・データの出所)

(1)平成 22 年度免税軽油使用量の算出(推計)

- ・全国石灰石等鉱物鉱山に対する実態調査から、鉱物生産量当たりの免税軽油使用量を算出。(生産量百万トン当たり 590.73KL)
- ・この「生産量当たりの免税軽油使用量」に平成 22 年度の石灰石等鉱物生産量(151,147,987 トン)を乗じることで「免税軽油使用量(89,288KL)」を算出。

(2)平成 23 年度～令和4年度免税軽油使用量の算出(推計)

- ・鉱物生産量当たりの免税軽油使用量(生産量百万トン当たり 590.73KL)に各年度の石灰石鉱物生産量を乗じることで軽油使用量を算出。

年度	H22fy	H23fy	H24fy	H25fy
生産量(t)	151,147,987	152,491,385	157,329,332	165,780,776
年度	H26fy	H27fy	H28fy	H29fy
生産量(t)	164,110,391	158,527,810	155,288,501	157,108,179
年度	H30fy	R1fy	R2fy	R3fy
生産量(t)	159,076,997	153,008,571	143,569,734	146,600,111
年度	R4fy	R5fy～R8fy		
生産量(t)	140,393,983		140,393,983	

(3)令和5年度～令和8年度の免税軽油使用量の算出(推計)

(4)減収見込額(推計)

- ・上記(1)～(3)で推計算出した免税軽油使用量に、軽油引取税額(32,100 円/KL)を乗じ各年度の減収見込額を算出。

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>・鉱物の中で生産量が多い「石灰石」及び「けい石」を例にすると、平成30年度から令和3年度までの自給率は、「石灰石」、「けい石」いずれもほぼ100%前後で推移しており、目標を達成している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>石灰石 (千t)</th> <th>けい石 (千t)</th> <th>金 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">平成30年度</td> <td>国内生産量</td> <td>鉱山生産</td> <td>142,653</td> <td>9,655 6,245</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(注)</td> <td></td> <td>118,960</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輸入量</td> <td>518</td> <td>98 7,368</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輸出量</td> <td>5,238</td> <td>1 155,533</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和元年度</td> <td></td> <td>推定自給率</td> <td>103%</td> <td>99% -28%</td> </tr> <tr> <td>国内生産量</td> <td>鉱山生産</td> <td>137,506</td> <td>9,060 6,724</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(注)</td> <td></td> <td>161,143</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輸入量</td> <td>551</td> <td>99 3,303</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和2年度</td> <td></td> <td>輸出量</td> <td>5,603</td> <td>1 146,305</td> </tr> <tr> <td>国内生産量</td> <td>推定自給率</td> <td>104%</td> <td>99% 26%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉱山生産</td> <td>129,164</td> <td>8,585 6,633</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(注)</td> <td></td> <td>158,381</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和3年度</td> <td></td> <td>輸入量</td> <td>433</td> <td>86 4,957</td> </tr> <tr> <td>国内生産量</td> <td>輸出量</td> <td>5,700</td> <td>0 148,378</td> </tr> <tr> <td></td> <td>推定自給率</td> <td>104%</td> <td>99% 31%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉱山生産</td> <td>132,682</td> <td>8,203 6,502</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他(注)</td> <td></td> <td>117,184</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輸入量</td> <td>440</td> <td>105 5,314</td> </tr> <tr> <td></td> <td>輸出量</td> <td>5,846</td> <td>1 166,519</td> </tr> <tr> <td></td> <td>推定自給率</td> <td>104%</td> <td>99% -17%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等鉱物の掘採事業者へ行った実態調査の結果、中小事業者の15%程度が赤字であったが、本措置が廃止され、軽油引取税が課税されることになった場合、赤字企業の割合は45%弱に上昇する見込みとなった。 ・また、課税による経営状況の悪化により、休廃業・倒産が多数発生することによる自給率の低下が懸念されるほか、事業者にとって、また地域雇用において、その影響度は極めて大きいことが予見される。 ・そのため、本措置が延長されない場合、国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源を継続して安定的に供給することができなくなってしまう可能性がある。 			石灰石 (千t)	けい石 (千t)	金 (kg)	平成30年度	国内生産量	鉱山生産	142,653	9,655 6,245		その他(注)		118,960		輸入量	518	98 7,368		輸出量	5,238	1 155,533	令和元年度		推定自給率	103%	99% -28%	国内生産量	鉱山生産	137,506	9,060 6,724		その他(注)		161,143		輸入量	551	99 3,303	令和2年度		輸出量	5,603	1 146,305	国内生産量	推定自給率	104%	99% 26%		鉱山生産	129,164	8,585 6,633		その他(注)		158,381	令和3年度		輸入量	433	86 4,957	国内生産量	輸出量	5,700	0 148,378		推定自給率	104%	99% 31%		鉱山生産	132,682	8,203 6,502		その他(注)		117,184		輸入量	440	105 5,314		輸出量	5,846	1 166,519		推定自給率	104%	99% -17%
		石灰石 (千t)	けい石 (千t)	金 (kg)																																																																																							
平成30年度	国内生産量	鉱山生産	142,653	9,655 6,245																																																																																							
		その他(注)		118,960																																																																																							
		輸入量	518	98 7,368																																																																																							
		輸出量	5,238	1 155,533																																																																																							
令和元年度		推定自給率	103%	99% -28%																																																																																							
	国内生産量	鉱山生産	137,506	9,060 6,724																																																																																							
		その他(注)		161,143																																																																																							
		輸入量	551	99 3,303																																																																																							
令和2年度		輸出量	5,603	1 146,305																																																																																							
	国内生産量	推定自給率	104%	99% 26%																																																																																							
		鉱山生産	129,164	8,585 6,633																																																																																							
		その他(注)		158,381																																																																																							
令和3年度		輸入量	433	86 4,957																																																																																							
	国内生産量	輸出量	5,700	0 148,378																																																																																							
		推定自給率	104%	99% 31%																																																																																							
		鉱山生産	132,682	8,203 6,502																																																																																							
	その他(注)		117,184																																																																																								
	輸入量	440	105 5,314																																																																																								
	輸出量	5,846	1 166,519																																																																																								
	推定自給率	104%	99% -17%																																																																																								
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>①価格転嫁の困難性</p> <p>石灰石生産会社及びセメント会社へ行ったヒアリングによると、石灰石の主要用途であるセメントの生産コストに占める、石灰石、粘土、けい石の原料コストは24%、焙焼時の燃料コストは30%。</p> <p>一般的に、石灰石採掘会社とセメント会社では会社の規模が異なるため、原材料価格の上昇等の影響をセメント会社に価格転嫁することは困難。</p> <p>※石灰石採掘会社の9割以上が中小企業、セメント会社の8割以上は大企業。</p> <p>②経営・雇用への影響</p> <p>石灰石等鉱物の掘採事業者へ行った実態調査の結果、中小事業者の15%程度が赤字であるが、本措置が廃止された場合、燃料費を含めた生産コストが上昇するが、製品への価格転嫁が困難であるため、赤字企業の割合は45%弱に上昇する見込み。</p> <p>また、課税による経営状況の悪化で休廃業・倒産が多数発生することで自給率の低下が懸念されるほか、事業者にとって、また地域雇用において、その影響度は極めて大きいことが予見される。そのため本</p>																																																																																									

			<p>措置が延長されない場合、国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源を継続して安定的に供給することができなくなってしまう可能性がある。</p> <p>このため、本措置は地方圏で事業を展開する掘採事業者の安定的な事業の継続に資し、鉱物資源の安定供給確保に有効な手段であるとともに、地域経済活性化や国土強靭化にも大いに貢献することとなる。</p> <p>③石灰石鉱山閉山に伴う影響</p> <p>軽油引取り税の減免措置が令和6年3月に廃止され、中小事業者の事業継続が困難になった場合、閉山時に必要な緑化修復や埋戻し工事に必要な経費が十分積み立てられないまま閉山を迎えることとなり、その結果、緑地化や補強工事が行われないまま跡地が放置され、陥没等が生じかねることとなる。</p>
11	相当性	<p>①租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③地方公共団体が協力する相当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本措置の廃止に伴う増税分を国内鉱物資源の安定供給や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、補助金は「一度限りの支援」という性質上、一時的なカンフル剤にしかならない。 ・このため、事業者を継続的に支援する最も効率的な方法として、予算執行を伴わない既存の課税免除措置が適切。 <p>・他の支援措置との関係はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業種は鉱物を掘採するため、事業実施場所の殆どが地方であり貴重な地場産業となっている。我が国の石灰石等鉱物鉱山数は令和4年4月1日現在で342鉱山。そのうち9割以上の314鉱山を中小事業者が占めている。 ・その上、関連事業者として鉱物掘採用の火薬類販売業者、掘採された鉱物をセメント工場や石灰工場等の需要先へ運搬する運送業者、鉱山で使用する車両系機械の燃料(軽油)を販売する燃料業者等があり、地域における貴重な雇用先となっている。 ・仮に本措置が廃止された場合、採掘事業者の経営状態が課税によって悪化、休廃業・倒産が多数発生して鉱山が閉山となった場合、これら関連事業者にも影響が及び連鎖倒産が生じかねない。このような事態は地域経済活性化や国土強靭化の施策に逆行する。 ・また、鉱山を廃止する場合には、事故防止対策や跡地緑化を行わなければならないが、資金力が無い場合そのまま放置され、陥没等の災害が生じかねることとなる。 ・なお、一部の地方公共団体からは、本措置の恒久化若しくは期間延長について申し入れがなされている。
12	有識者の見解		—

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月
----	--------------------	--------